

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分等取消請求上告事件
国側当事者・杉並税務署長、武蔵野税務署長

平成21年12月15日棄却

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、平成18年3月23日判決、本資料256号-91・順号10351)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年12月13日判決、本資料256号-340・順号10600)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年12月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

上告人	甲
上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
上記兩名訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
被上告人	杉並税務署長 緑川 光
被上告人	武蔵野税務署長 櫛山 俊明
上記兩名指定代理人	武藤 政男